

多面的機能支払の実施に関する基本方針

1. 取組の推進に関する基本的考え方

鹿児島県では、「食と農の先進県づくり大綱（平成18年3月）」において、「農山漁村の活性化に向けた新たな仕組みづくり」を掲げ、地域の創意工夫により、農地、農業用水等の保全のみならず、生態系や美しい景観を良好な状態で保全し、次世代に継承していく多様な取組を促進することとしている。

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化などの進行により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同による水路の泥上げや農道の草刈りなどの基礎的活動や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命活動などの地域資源の適切な保安全管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎とし、地域の実情を踏まえ、一部取組を追加する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的な保全活動については、すべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。

イ. 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域活動指針の地域資源の適切な保安全管理のための推進活動については、活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保安全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的な保全活動

区 分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動項目	施設の適正管理
取 組	路面の維持
取組内容	協定に位置づけた農道への砂利の補充や破損箇所の簡易な補修等の対策を行うなど、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。また、頻繁に砂利の補充が必要な箇所は、必要最小限で浸食防止のための対策をすること。
活動要件	—
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	施設の適正管理

取組	配水操作
取組内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと
活動要件	—
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	施設の適正管理
取組	配水操作
取組内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

区分	取組の追加
活動指針の構成	—
テーマ	—
取組	—
取組内容	—
活動要件	—

④農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

鹿児島県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

①基本的考え方

農地維持支払交付金の交付単価は、②のアの基本単価とし、喜界町については以下のとおりとする。

また、小規模集落支援に取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、②のイのとおりとする。

ただし、小規模集落支援における1小規模集落当たりの交付額は20万円（うち国の助成10万円）／年を上限とし、1対象組織当たりの交付額は40万円（うち国の助成20万円）／年を上限とする。

②農地維持支払交付金の交付単価

ア. 基本単価

適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,500円	3,000円
	畑	1,000円	2,000円
	草地	125円	250円
喜界町の基本単価①	田	1,500円	3,000円
	畑	750円	1,500円
	草地	125円	250円
喜界町の基本単価②（共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	1,500円	3,000円
	畑	600円	1,200円
	草地	125円	250円

イ. 加算単価

適用	地目	国の農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	国の農地維持支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
加算単価	田	500円	1,000円
	畑	300円	600円
	草地	40円	80円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

農地維持支払交付金の算定の対象は、農地維持活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる区域に存する一団の農用地であり、以下に掲げるものとする。

ア. 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地。

イ. 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、アの農用地と一体的な取組が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等。

(4) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項

(1) 地域活動指針の策定、同指針に基づき定める要件の設定、交付単価等

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎とし、地域の実情を踏まえ、一部取組を追加する。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

地域活動指針の施設の軽微な補修について、協定に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

地域活動指針の多面的機能の増進を図る活動について、任意の取組とし、実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

区分	取組の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地
活動項目	施設
取組	農用地進入路の補修

取組内容	<u>生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。</u>
活動要件	—
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	水路
取組	<u>パイプラインの破損施設の補修</u>
取組内容	<u>破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策をおこなうこと。</u>
活動要件	—
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動項目	付帯施設の適正管理
取組	<u>安全施設の適正管理</u>
取組内容	<u>水路の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、水路内への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>
活動要件	—
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動項目	付帯施設の適正管理
取組	<u>安全施設の適正管理</u>
取組内容	<u>ため池の転落防護柵等の安全施設について、老朽化箇所の補修等の対策を行うなど、適正な管理を行うこと。また、ため池への転落防止や危険区域内への立ち入り防止等のための安全対策として防護柵を設置すること。</u>
活動要件	—

イ. 農村環境保全活動

区 分	取組内容の変更 (追加)
活動指針の構成	なし
テーマ	なし
取組	なし
取組内容	なし
活動要件	なし

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

区 分	取組の追加
活動項目	なし
取組	なし
取組内容	なし
活動要件	なし

④地域活動指針及び同指針に基づき定める要件 (別紙2)

鹿児島県の資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動) に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

鹿児島県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、基本単価とするが、継続地区（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払交付金により共同活動を5年間以上実施した地域又は共同活動の実施期間が5年未満で資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域）については、基本単価の7.5割とする。

ただし、南九州市及び喜界町においては、以下のとおりとする。

なお、多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない場合、交付単価の5/6を乗じた額を交付単価とする。

② 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価

適用	地目	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の10アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	1,200円	2,400円
	畑	720円	1,440円
	草地	120円	240円
喜界町の基本単価	田	1,200円	2,400円
	畑	540円	1,080円
	草地	120円	240円
多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区の交付単価	田	1,000円	2,000円
	畑	600円	1,200円
	草地	100円	200円
喜界町の多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区の交付単価	田	1,000円	2,000円
	畑	450円	900円
	草地	100円	200円
継続地区の交付単価（共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	900円	1,800円
	畑	540円	1,080円
	草地	90円	180円
南九州市の継続交付単価（共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	900円	1,800円
	畑	360円	720円
	草地	90円	180円
喜界町の継続交付単価（共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	900円	1,800円
	畑	432円	864円
	草地	90円	180円
多面的機能の増進を図る活動に取り組まない継続地区の交付単価（共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	750円	1,500円
	畑	450円	900円
	草地	75円	150円
南九州市の多面的機能の増進を図る活動に取り組まない継続地区の交付単価（共同活動を5年間以上実施した対象農用地及び向上活動支援交付金の対象農用地）	田	750円	1,500円
	畑	300円	600円
	草地	75円	150円
喜界町の多面的機能の増進を図る活動に取り組まない継続地区の交付単価（共同活	田	750円	1,500円
	畑	360円	720円

動を5年間以上実施した対象農用地及び 向上活動支援交付金の対象農用地)	草地	75円	150円
--	----	-----	------

(3) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項

(1) 地域活動指針に基づき定める対象施設や対象活動等

① 基本的考え方

集落が管理する農地周り水路、農道、ため池、農地を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、農地に係る施設・活動については、水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、実施することができる。

② 国の指針に追加する対象施設・対象活動

区分	対象施設		対象活動			
			分類	項目	取組内容	
項目の追加	集落が管理する施設	水路	補修	ゲート、ポンプ等の補修	・ゲート、ポンプ及びポンプ室等の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
				取水施設の補修	・頭首工の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
				沈砂池等の補修	・沈砂池等の法面侵食や破損、老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
				水路法面の補修	・水路法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	
			更新等	水路蓋の設置	・水路等の蓋板等について、更新等の対策を行うこと。	
		農道		補修	道路側溝等の設置	・道路側溝等の不備により農道の維持管理に支障が生じている場合、新たに道路側溝を設置することによる対策を行うこと。
					ため池	補修
		農地		補修	暗きょ排水の補修	
			給水栓の補修		・給水栓の一部が破損している場合、破損状況に応じた補修等の対策を行うこと。	
			更新等	暗きょ排水の設置	・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、暗きょ排水の設置を行うこと。	
				給水栓等の更新	・老朽化等により機能に障害が生じている給水栓等の更新等の対策を行うこと。	
			農用地への客土等		・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、客土や混層耕、心土破碎等の対策を行うこと。	

(注) 区分には、「項目の追加」又は「取組内容の追加」のうち該当するものを記載すること。

なお、「取組内容の追加」については、追加箇所に下線を記載する。

③ 対象施設・対象活動に関する指針（別紙3）

鹿児島県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙3のとおりとする。

(2) その他必要な事項

施設の長寿命化のための活動期間は、5年間を原則とするが、対象区域内の施設の補修又

は、更新等の状況に応じて、3年でも計画することができるものとする。

5. 広域協定の規模

- (1) 鹿児島県内においては、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地が、200ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。
- (2) (1)の規定にかかわらず、中山間地域等の条件不利地域（鹿児島県における中山間地域等直接支払制度の対象地域）においては、50ha以上200ha未満の範囲又は協定に参加する集落が3集落以上の範囲の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、県、市町村、農業者団体等から構成する鹿児島県水土里サークル活動支援協議会を推進組織に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

①鹿児島県

- ・鹿児島県における法に基づく基本方針を策定する。
- ・本交付金の実施状況の点検等を行うため、第三者機関を設置・運営する。
- ・鹿児島県における要綱基本方針を策定する。
- ・毎年度、市町村等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知することができる。
- ・対象組織に対し、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施が図られるよう、適宜指導を行うことができる。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成することができる。
- ・市町村長から提出された申請書等を審査することができる。
- ・申請書等の審査結果を確認し、市町村長に交付金の交付額等を通知するとともに、交付金の交付を行う。

②市町村（別添：市町村一覧表）

- ・市町村における法に基づく促進計画を策定する。
- ・対象組織の作成する事業計画の審査及び審査にかかる指導を行うことができる。
- ・広域活動組織の作成する協定の審査及び審査にかかる指導を行うことができる。
- ・事業計画及び協定の審査結果を確認し、事業計画及び広域協定を認定する。
- ・毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況を確認することができる。
- ・実施状況確認結果を確認し、実施状況を県へ報告する。
- ・毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知することができる。
- ・対象組織に対し、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施が図られるよう、適宜指導を行うことができる。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成することができる。
- ・対象組織から提出された申請書等を審査することができる。
- ・申請書等の審査結果を確認し、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知するとともに交付金の交付を行う。

③推進組織（鹿児島県水土里サークル活動支援協議会）

- ・対象組織の作成する事業計画の審査及び審査にかかる指導を行うことができる。
- ・広域活動組織の作成する協定の審査及び審査にかかる指導を行うことができる。

- ・毎年度、対象組織の多面的機能支払交付金による活動の実施状況を確認することができる。
- ・毎年度、市町村及び対象組織等を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知することができる。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・対象組織に対し、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施が図られるよう、適宜指導を行うことができる。
- ・活動組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。
- ・対象組織から提出された申請書等を審査することができる。
- ・市町村長から提出された申請書等を審査することができる。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村及び推進組織への推進交付金については、国から県に交付を受けた額のうち、当該推進事業の実施に必要な経費を鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱に従い、県から市町村及び推進組織に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

県・市町村・協議会が本対策の円滑な実施のために、事業の普及・啓発に関する項目に取り組むこととする。

7. その他

(1) 平成 26 年度までに実施した多面的機能支払交付金等に係る役割分担

平成 26 年度多面的機能支払交付金に係る実績確認等については、県多面的機能支払の実施に関する基本方針（平成 26 年 7 月 22 日付け九州農政局同意。以下、「旧基本方針」）に基づき実施する。

【参考添付資料】

- (参考 1) 関係団体の役割分担表
- (参考 2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体			備考
	推進組織	鹿児島県	関係市町村	
多面的機能支払交付金				対象組織
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定		○		
2. 促進計画の策定			○	
3. 第三者機関の設置, 運営		○		
4. 要綱基本方針の策定		○		
5. (1) 事業計画の指導, 審査	○		○	
(2) 事業計画の認定			○	
6. (1) 広域協定の指導, 審査	○		○	
(2) 広域協定の認定			○	
7. (1) 実施状況の確認	○		○	
(2) 実施状況の報告			○	
8. 推進・指導				
(1) 活動組織等への説明会	○	○	○	
(2) 活動に関する指導, 助言	○	○	○	
(3) 推進に関する手引きの作成	○	○	○	
(4) 活動組織を支援する組織への支援	○			
9. (1) 審査	○	○	○	
(2) 通知, 交付		○	○	
10. その他推進事業の実施に必要な事項	○	○	○	

(注) 「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

実施体制図

